

令和3年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月28日（火曜日）

10時00分開議

11時10分閉会

出席議員（9名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	7番	野村安夫
8番	左京憲昌	9番	藤崎源彦
10番	若藤敏久		

欠席議員（1名）

6番議員 西森久雄

説明のため出席した者

町長	古味実	教育長	竹本雅浩
総務課長	黒川一彦	企画課長	古味仁志
税務課長	片岡博	町民課長	井上竜一
保健福祉課長	谷脇昭仁	産業建設課長	片岡伸二
会計管理者兼出納室長	下久保幹夫	教育次長	井上健一
仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司	池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人
仁淀住民福祉課長	大野真智	池川地域振興課長	大原成彦
監査委員	隅田恒盛		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大石浩平	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号6番、西森久雄君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認を願います。

これより日程に入ります。議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 この内容を読ませていただくと、いわゆる事故の形態としては五分五分の内容と
いうように理解されます。ということは、この和解は約8万7,000円ほどのがを折半とい
うことでよろしいのでしょうか。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 片岡智準議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらに載っている和解の金額4万3,950円につきましては、相手方の軽自動車に与え
た損害の金額を支払う金額となっております。当町の公用車につきましてはさらに高い
金額の損傷がありましたので、その分の支払いにはなっています。これは、保険の適用し
た金額がこの金額ということになっていまして、50対50ということになっています。片岡
議員がおっしゃられたとおり、そこは半分半分ということにはなりません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第13号の質疑を終結します。

報告第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第14号の質疑を終結します。

認定第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 3点ほどお伺いをいたします。

まず、収入についてでございますが、町税について、町民税、それから固定資産税等あ
りますけども、400万円ほどの収入未済額があります。その未収についての理由と、徴収

について努力をされているのか、お伺いをします。それが1点目。

それから、2点目としまして、95ページ、消防費の工事費でございますが、500万円云々あります。そのうち、使用が200万円ちょっと、半分以上が不用額となっております。その理由についてお伺いをいたします。

それです。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部。片岡税務課長。

○片岡税務課長 ただいまの大野議員からの質問に対してお答えさせていただきます。

町税の未収金につきましては、確かに全体で400万円ほど未収金がございます。町民税で言いますと107万円ぐらい、固定資産税で言うと270万円ぐらい未収金がございます。ただ、努力をしていないのではないかとというご指摘ではございますけれども、決して努力をしていないというわけではございませんで、どうしても固定資産税でありますと、未収金の理由としまして、相続人全員が相続放棄をされたでありますとか、納税交渉を行ってきましたけれども、納付や誓約に至らず、どうしても納付に至らなかったというようなこともございまして、どうしても納付していただけなかったということがございます。そういうわけで、全体としまして、積み上げますと、全体で400万円程度の未収金とはなっております。

けれども、収納割合で言いますと、収納率で言いますと99.97%、全体で言いますと99.5%を出しております、この数字といたしますのは、県下で言いましてもそんなに低い数字ではないと、県下で言うと7位程度の数字にはなっておりますので、その辺のところをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長 黒川総務課長。

○黒川総務課長 消防の防災対策費の工事請負費につきまして、不用額が290万円ほどあるということでございますが、これは、コロナの関係がありまして、防災の毎年やっているイベントといいますか、それができなくなって、その分の会場の設置費用とか、そういったものの関係の未使用ということで不用が出たということになっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 町税について、99.5%の徴収率ということでございますけれども、やはり払うに及ばんというようなものでもないで、できるだけ努力をしていただきたいというように思

います。

以上です。

○議長 税務課長、答弁。

○片岡税務課長 もちろんこれからも努力は続けさせていただきます。税のほうでも、滞納に対しましては、差押えでありますとか、いろんな手段を使って収納に結びつけたいと考えておりますので、これからも頑張っって収納につなげていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 大野弘君。

○5番 差押えとか、そういうところまで云々とは言いませんが、分割でもいいので、少しずつでも入れてもらえるような努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 答弁は。税務課長、一言。

○片岡税務課長 ただいまのことも含めまして、これからも頑張っって収納につながるように、滞納された方の事情に沿いまして、滞納がお支払いしていただけるように努力していきたいと思ひます。

○議長 ほかに質疑。左京憲昌君。

○8番 決算ということです、これは妥当なのかな。アプロスの決算報告書を頂ひていますが、これは代表者が分かりませんが、代表者はどなたになっておりますか。

○議長 ただいまの質問に対し、産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 アプロス株式会社の代表取締役は、前副町長の片岡廣秋氏が務めております。

○議長 左京憲昌君。

○8番 このアプロスも、この中身を見ると、今年はコロナがあつたので一概に申し上げるわけにはいかんと思ひますが、赤字で大変のようですが、このアプロスを親方日の丸的な企業として使っていくのではなくて、やっぱり代表者はそれ相応の方をお願いして、副町長が片手間に会社の経営をしてもうかりましたというようなところは、多分、全国を探してもないと思ひます。やっぱりしゃかりきにやっただけの体制をまず構えんと。これは、副町長がひょっこり名前だけの代表やというような形はやめて、もっと発展的な考え方で人事も考えていただいたらいかがでしょうか。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、答弁。古味町長、答弁。

○町長 形だけでのそういった役職ではなくて、専任できるような方、そういった方も視野に入れて選んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 西森常晴君。

○２番 アプロスの社長に副町長になるのはいかがなものかという議論がこの議場でなされました。私は、補助金を受けるアプロスの社長が副長というのは好ましくないと考えます。だから、今後においては、副町長の職が解かれた片岡廣秋氏も含めて、副長以外の方を社長にされたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 西森議員のご質問にお答えいたします。

確かに補助金等を出すという観点からは、そういった副町長とか、そういう役職は好ましくないと思われます。今後において、どのような方が適任であるか、まだここでは確かなことは言えませんが、そういうことで、専任できる方をこれから選んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤崎源彦君。

○９番 １点だけですけども、全体的にこの委託料を私はずっと見ていまして、委託料は努力して減らせるところもあるんじゃないかなというふうに思っているんですが、決算書の93ページの防災対策費の委託料1,913万9,000円ですか、これの管理委託料と作成委託料というのは結構金額が高いんですけど、ここをちょっと説明してもらえますか。93ページから95ページになります。

○議長 黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 藤崎議員の委託料の内容につきましてお答えさせていただきます。

この作成委託料につきましては、防災マップ刷新作成委託料と物資配送計画作成委託料となっております。これは地域防災対策総合補助金を利用してやるようにはなっております。

すいません、お待たせしました。この中身が、防災行政無線管理委託料、これが年間484万円となっていて、これがほとんどになっていまして、あと、福祉避難所の開設運営委託料等となっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第1号の質疑を終結します。

認定第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第2号の質疑を終結します。

認定第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第3号の質疑を終結します。

認定第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終結します。

認定第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第5号の質疑を終結します。

認定第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 199ページの使用料及び手数料の水道の使用料で、過年度分が171万8,000円収入未済額となっております。この点について、徴収の見込みはあるのかお伺いをいたします。

○議長 大野仁淀住民福祉課長、答弁。

○大野仁淀住民福祉課長 ただいまの大野弘議員のご質問にお答えいたします。

過年度分の未納の使用料につきましては、現在、ご家族の方と連絡を取りまして、毎月1回訪問し、納付を頂いているところです。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第6号の質疑を終結します。

認定第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終結します。

認定第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終結します。

議案第44号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を終結します。

議案第45号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第45号の質疑を終結します。

議案第46号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第46号の質疑を終結します。

議案第47号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第47号の質疑を終結します。

議案第48号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終結します。

議案第49号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第49号の質疑を終結します。

議案第50号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第50号の質疑を終結します。

議案第51号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 一般会計について、19ページ、総務費で、衆議院議員の選挙、それから町議会の選挙、これは、当初予算で材料費も衆議院のほうで52万8,000円当初予算で組んでおります。それと、町議のほうについても、材料費については132万円組んでおります。それと、委託料について86万1,000円というような当初予算で組んでおりますけども、どうして補正で上げたのか、その理由をお願いします。

○議長 黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 大野議員の再計上といたしますか、衆議院選挙と町議会議員選挙における委託料と、あと、原材料費等がまた再び組み込まれているというご質問でございますけども、これにつきましては、コロナの関係で、実は、選挙の掲示板ですけども、それが入ってこなくなりまして、ですので、別の材料、代わる代替の品物を当たってしまして、それが再生紙耐水ボードという種類の材料がありまして、それなら何とか入ってくるということで、今度の衆議院選挙と町議会議員選挙におきまして、これで間に合わせるというようなことで予算を計上させてもらいました。これは若干高くなる差額分ということで補正をさせていただいております。掲示板撤去につきましても、増えた部分につきまして追加の補正をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。西森常晴君。

○2番 17ページ、一般管理費、14節の工事請負費、公共施設トイレ洋式化工事費の内容を教えてください。

○議長 神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 西森常晴議員のご質問にお答えいたします。

公衆トイレ洋式化事業は、現在和式となっておりますトイレを洋式化する事業でして、仁淀地区におきましては大渡ダム公園の展望台トイレほか5か所で20個、池川分におきましては3か所で8個の洋式化を計画しております。

○議長 西森常晴君。

○2番 ウォシュレットですか。

○議長 仁淀地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 電気が入っているところはウォシュレット化を全部やっております。電気のないところもありますので、そこは洋式化ということになりますが、和式の部分に洋式のものを乗せるような形のところも一部あります。

○議長 西森常晴君。

○2番 前の議会で、宝来荘にできた公衆トイレ、中津の入り口にできた公衆トイレ、池川のほうはウォシュレットで、中津はノンウォシュレット、非常に苦しい答弁を課長はしましたが、中津の入り口をウォシュレットに変える予定はありませんか。

○議長 産業建設課長。

○片岡産業建設課長 西森議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、ウォシュレット、防犯の面等で普通の洋式トイレとしておりますけれども、もう少しばかり様子を見て、上のアプリコットを変えればウォシュレット化できますので、その辺もこれから検討していきたいと、そのように考えております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第51号の質疑を終結します。

議案第52号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第52号の質疑を終結します。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 1点だけ。8ページの維持管理費で、設計委託料752万4,000円、これは川渡地区と聞いておりますけれども、内容の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 井上町民課長、答弁。

○井上町民課長 ただいまの大野議員の質問にお答えいたします。

簡易水道の補正予算につきましてご説明いたします。これは、おっしゃるとおり、川渡の取水場所についてですが、近年の災害によって濁りが生じるようになりました。大雨のときなんかはかなり水道水に泥水が混じって濁るというようなことが生じたので、本年度より10年計画で町内の管路改修等を、施設の改修を10年計画で実施する予定であります。これにちょっと先行して、来年度に前倒ししてろ過池を設置するようにしました。今までろ過池がなかったので、新しくろ過池を設置するためには水道の認可というものを取らないといけません。これは国と県に提出する必要がありますが、その認可届出書を、自力ではできないので、業者に委託して届ける、その設計委託料になります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

議案第55号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終結します。

議案第56号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 この入札の内容をお聞きしたいんですけども、といいますのは、報告第14号にありました大崎診療所設計工事に関して、栄宝生・岸之上との企業体で診療所ができております。そのときに、あれだけ木材を使いながら、本町内の大工さんが一人もおりません。というのは、またここの役場の仁淀川町の林業振興センターを設置するに当たって、診療所のときには全く使っていない、今度はあれを使うような形での条件を付してこの入札されたのかどうかというのがまず1点目と、やはりたまたまのことやったということなのか、いろんな形での条件があると思うんですけども、いわゆる町内の大工さんを一人も使わんと診療所ができていますので、今度の森林センターについては、少なくとも町内の大工さんが関われるような形での入札になったかどうか、そこら辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部。産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

入札条件といたしましては、特に町内大工さんを使用するという文言はございませんでしたけれども、条件の中に「町内業者」という言葉を明記しておりますので、また今後、工事説明なりする場合、極力町内大工さんを使っただくように栄宝生建設さんと協議したいと思います。

ちなみに、以前行いましたゆの森の改修工事、それも栄宝生さんに施工していただきましたけれども、その場合は全て町内の大工さんに施工していただきましたので、今回もそのようにお願いしたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 仁淀の支所を造られたときには、どういう仕組みでやられたか分からんですけど、ほとんど町内の大工さんが関わって仁淀の支所ができておりました。どういうやり方やったか私も分かりませんが、少なくともあいった形でのことを栄宝生さんにも申し上げて、先ほど産業建設課長が言われたように、実際の場で使われなければ何の意味もありませんので、そういった形でのご指導、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。左京憲昌君。

○8番 今の質問に関連するんですけど、そういうのは仕様書のほうに記載していただいて、材料とかそういう使うのも町産、それから人も町の人というように条件を明記していただきたいと思います。全ての物件に対してですよ。

○議長 ただいまの質問に対し、黒川総務課長、答弁。

○黒川総務課長 左京議員のご質問にお答えさせていただきます。

左京議員のおっしゃるとおり、一般競争入札につきましては、特に仕様書のほうにそういった条件を付すように考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回の林業振興センターの仕様書のその部分は、僕のほうもちょっとはつきり覚えていなかったもので、よう答えていませんので、後で調べて、もう一度お答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 西森常晴君。

○2番 設計書ができて、その上での契約ですから、設計変更は非常に難しいと思いますが、暖房は床暖房ですよ。ただ電気で作るか何かの違いです。もし設計変更できるのであれば、韓国へ行ってオンドルの勉強をしてきて、火をたいて煙を通しなさい。最高ですよ。設計変更が利くものなら、韓国で勉強して、床にまきをたいて煙を通す。最高ですよ。そしたら、よそから仁淀川町を見学に来ます。電気では来ません。

以上。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 西森議員のご質問にお答えいたします。

設計業者と今後も協議しながらですけれども、従来の床暖房とは違い、熱を伝える媒体が空気というような部分でございまして、今後のメンテナンスとかランニングコスト等も削減されるという話をお聞きしておりますので、またそういう部分についても勉強していきたいと考えております。

○議長 若藤敏久君。

○10番 今いろいろ聞きよったら、これは請負契約の締結についてまでやったら今さらごちゃごちゃ言うてもいかんろう。どんなん。それはこれまでの意見であって、今聞きゅうけども、今さらここへ向いて、入札も終わりました、はい、締結いたしますというとき

に、そんなこといろいろごちゃごちゃ言うたところでいかなのじゃないの。

○議長 　という若藤議員の意見です。私もそのようには解釈をします。

もうこれでこの件については終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長 　これで議案第56号の質疑を終結します。

議案第57号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 　質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終結します。

議案第58号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 　質疑なしと認めます。これで議案第58号の質疑を終結します。

同意第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 　質疑なしと認めます。これで同意第1号の質疑を終結します。

同意第2号、副町長の選任について同意を求めることを議題といたします。

竹本教育長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時37分　休憩

（竹本教育長　退場）

午前10時37分　再開

○議長 　休憩前に続き会議を開きます。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 　質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

質疑が終結しましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時38分　休憩

（竹本教育長　入場）

午前10時38分　再開

○議長 　休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号、教育長の任命について同意を求めることを議題といたします。

黒川総務課長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

(黒川総務課長 退場)

午前10時39分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

質疑が終結しましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩にします。

午前10時39分 休憩

(黒川総務課長 入場)

午前10時40分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第13号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第14号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第1号、令和2年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第2号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第3号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第4号、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第5号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定については原案どおり承認されました。

認定第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第6号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第7号、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

認定第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって認定第8号、令和2年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定については原案どおり承認されました。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第44号、仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第45号、仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第46号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第47号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第48号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第48号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第49号、仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第50号、仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第51号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり可決されました。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第52号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第53号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第54号、令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決されました。

議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第55号、令和3年度道路メンテナンス事業 町道清水宮ヶ坪線

(万才橋) 橋梁補修工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第56号、令和3年度仁淀川町林業振興センター新築工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第57号、財産の取得については原案どおり可決されました。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第58号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の策定については原案どおり可決されました。

同意第1号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第1号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第1号、監査委員の選任については原案どおり同意されました。

同意第2号、副町長の選任については、竹本教育長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

(竹本教育長 退場)

午前10時55分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第2号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって同意第2号、副町長の選任については原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

(竹本教育長 入場)

午前10時57分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号、教育長の任命については、黒川総務課長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

(黒川総務課長 退場)

午前10時57分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第3号については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたい

と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、採決を行います。同意第3号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第3号、教育長の任命については原案どおり同意されました。

採決が終わりましたので、議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

(黒川総務課長 入場)

午前10時58分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、仁淀川町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙管理委員4名及び補充員4名の任期が令和3年9月30日で任期満了となるため、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員に加藤亀生君、氏次司君、堀本ふみ子君、大原達也君を、同補充員に1番、黒川紀子君、2番、植田和生君、3番、吉村裕司君、4番、濱渦美喜子君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました8名の方々を仁淀川町選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方々が当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に従いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定をいたしました。

日程第4、発議第1号についてを議題といたします。

お諮りします。発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

決議された意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第5、発議第2号についてを議題といたします。

お諮りします。発議第2号、「こども庁」設置を求める意見書は、提案理由の説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第2号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定をしました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をしました。

暫時休憩にいたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第6回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 10 分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員